

新旧対照表 (R02.7.1 改定予定)

条項番号	改正前	改正後
<p>第1条 適用範囲</p>	<p>(仕様書)</p> <p>6 兵庫県の施工する治山、林道事業の調査・測量・設計・計画に係る業務委託契約、業務の実施にあたって使用する様式類は、「<u>測量・調査等委託関係提出書類の様式</u>」(兵庫県県土整備部 編)、「<u>設計業務等委託関係提出書類の様式</u>」(兵庫県県土整備部 編)に規定されたもの及び契約担当部署等が定めた共通様式によるものとする。但し、「打合せ記録簿」については、<u>付属資料1</u>によるものとする。</p> <p>9 林野委託仕様書第1102条第1項、第2102条第1項、3102条第1項発注者とは、契約担当者を読み替えるものとする。</p> <p>10 林野委託仕様書<u>1107条</u>、<u>2108条</u>以下すべてのの監督職員は、監督員と読み替えるものとする。</p> <p>12 林野委託仕様書第1108条、第2109条以下(第3編 設計業務標準仕様書を除く)すべての(以下略)</p>	<p>(仕様書)</p> <p>6 兵庫県の施工する治山、林道事業の調査・測量・設計・計画に係る業務委託契約、業務の実施にあたって使用する様式類は、「<u>測量・各調査業務等共通仕様書の提出書類一覧表及び各様式</u>」(兵庫県県土整備部 編)、「<u>設計業務等共通仕様書の提出書類一覧表及び各様式</u>」(兵庫県県土整備部 編)に規定されたもの及び契約担当部署等が定めた共通様式によるものとする。但し、「打合せ記録簿」については、「発注者・印」欄の「<u>監督員</u>」又は「<u>調査職員</u>」の記載について、契約書の記載に合わせるものとする。</p> <p>9 林野委託仕様書第1102条第1項、第2102条第1項、3102条第1項発注者は、契約担当者を読み替えるものとする。</p> <p>10 林野委託仕様書第<u>1102条第3項</u>、<u>第2102条第3項</u>以下すべての監督職員は、監督員と読み替えるものとする。</p> <p>12 林野委託仕様書第1108条、第2108条以下(第3編 設計業務標準仕様書を除く)すべての(以下略)</p>
<p>第2条 調査等業務に関する一般事項</p>	<p>(『様式1』：本条文末に掲載)</p>	<p>(『様式1』：本仕様書最終頁に掲載)</p>
<p>第4条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(地質・土質調査、測量業務)</p>	<p>1 第1102条第3項、第2102条第1項第3号監督員とは、契約書第9条に規定する者をいう。</p> <p>2 第1102条第4項、2104条第1項第4号検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第<u>31</u>条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>3 第1102条第5項、2102条第1項第5号主任技術者とは、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>5 第1113条第1項、第2113条第1項<u>業務計画書</u>は受注後15日(休日等を含む)以内に作成し、監督員に提出するものとする。また、業務工程表は受注後14日(休日等を含む)以内に(以下略)</p> <p>6 第1116条第1項(以下略)</p> <p>7 第1117条第1項(以下略)</p> <p>8 第1120条第1項、第2121条第1項検査については、契約書第<u>31</u>条第1項の規定に基づく。</p> <p>9 第1121条第4項、第2122条第4項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第<u>31</u>条第2項の規定に基づく。</p>	<p>1 第1102条第3項、第2102条第3項監督員とは、契約書第9条に規定する者をいう。</p> <p>2 第1102条第4項、2102条第4項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第<u>32</u>条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>3 第1102条第5項、2102条第5項主任技術者とは、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>5 第1116条第1項(以下略)</p> <p>6 第1117条第1項(以下略)</p> <p>7 第1120条第1項、第2121条第1項検査については、契約書第<u>32</u>条第1項の規定に基づく。</p> <p>8 第1121条第4項、第2122条第4項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第<u>32</u>条第5項の規定に基づく。</p>

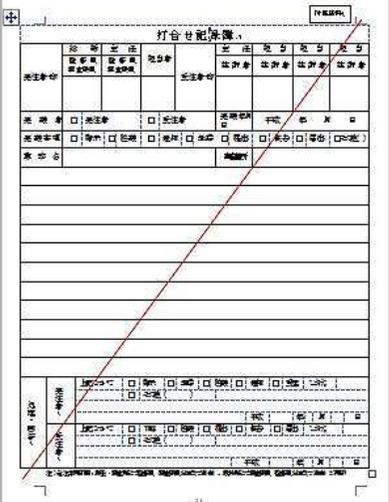
新旧対照表 (R02.7.1 改定予定)

条項番号	改正前	改正後
<p>第4条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(地質・土質調査、測量業務)</p>	<p><u>10</u> 第1123条第1項第4号、第2124条第1項第4号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第<u>19</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>11</u> 第1124条第3項、第2125条第3項の履行期間の延長は、契約書第<u>22</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>12</u> 第1124条第4項、第2125条第4項の契約期間を短縮する場合については、契約書第<u>23</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>13</u> 第1125条第1項、第2126条第1項一時中止については、契約書第20条第1項の規定に基づく。</p> <p><u>14</u> 第1126条、第2127条の発注者の賠償責任について、一般損害は契約書第<u>27</u>条、第三者に及ぼした損害は契約書第<u>28</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>15</u> 第1127条、第2128条の受注者の賠償責任について、一般損害は契約書第<u>27</u>条、第三者に及ぼした損害は契約書第<u>28</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>16</u> 第1127条第1項第2号、第2128条第1項第2号の<u>瑕疵責任に係る損害</u>については、契約書第<u>44</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>17</u> 第1128条第1項1、第2129条第1項の部分使用については、契約書第<u>33</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>18</u> 第1129条再委託の第1項、第2130条第1項主たる部分については、契約書第7条第1項の規定に基づく。</p> <p><u>19</u> 第1129条再委託の第2項<u>軽微な部分</u>については、<u>契約書第7条第3項ただし書きの規定による</u>基づく。又、第2130条第2項については、「<u>契約書第7条第3項ただし書きの規定する『軽微な部分』はコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項とするのものとし、これらの再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。</u>」と読み替える。</p> <p><u>20</u> 第1130条第1項(以下略)</p> <p><u>21</u> 第1130号第2号(以下略)</p> <p><u>22</u> 第1131号第1項(以下略)</p> <p><u>23</u> 第1135条(以下略)</p>	<p><u>9</u> 第1123条第1項第4号、第2124条第1項第4号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第<u>31</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>10</u> 第1124条第3項、第2125条第3項の履行期間の延長は、契約書第<u>23</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>11</u> 第1124条第4項、第2125条第4項の契約期間を短縮する場合については、契約書第<u>24</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>12</u> 第1125条第1項、第2126条第1項一時中止については、契約書第20条第1項の規定に基づく。</p> <p><u>13</u> 第1126条、第2127条の発注者の賠償責任について、一般損害は契約書第<u>28</u>条、第三者に及ぼした損害は契約書第<u>29</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>14</u> 第1127条、第2128条の受注者の賠償責任等について、一般損害は契約書第<u>28</u>条、第三者に及ぼした損害は契約書第<u>29</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>15</u> 第1127条第1項第2号、第2128条第1項第2号の<u>契約不適合責任として請求された場合</u>については、契約書第<u>41</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>16</u> 第1128条第1項、第2129条第1項の部分使用については、契約書第<u>34</u>条の規定に基づく。</p> <p><u>17</u> 第1129条第1項、第2130条第1項主たる部分については、契約書第7条第1項の規定に基づく。</p> <p><u>18</u> 第1129条第2項、第2130条第2項については、<u>契約書第7条第3項ただし書きの規定に基づく。</u></p> <p><u>19</u> 第1130条第1項(以下略)</p> <p><u>20</u> 第1130号第2号(以下略)</p> <p><u>21</u> 第1131号第1項(以下略)</p> <p><u>22</u> 第1135条(以下略)</p>

新旧対照表 (R02.7.1 改定予定)

条項番号	改正前	改正後
<p>第5条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(設計等業務)</p>	<p>2 第3102条第4項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>7 第3111条第1項業務計画書は受注後14日(休日等を含む)以内に作成し、監督員に提出するものとする。また、業務工程表は受注後14日(休日等を含む)以内に作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>8 第3114号第1項(以下略)</p> <p>9 第3115条第1項(以下略)</p> <p>10 第3118条第1項検査については、契約書第31条第1項の規定に基づく。</p> <p>11 第3119条第4項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第31条第2項の規定に基づく。</p> <p>12 第3120条第1項(以下略)</p> <p>13 第3120条第2項(以下略)</p> <p>14 第3121条第1項第4号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第30条の規定に基づく。</p> <p>15 第3122条第3項の履行期間の延長は、契約書第22条の規定に基づく。</p> <p>16 第3123条第1項(以下略)</p> <p>17 第3124条第1項第1号発注者の賠償責任について、一般的損害は契約書第27条、第三者に及ぼした災害は契約書第28条の規定による。</p> <p>18 第3125条第1項第1号受注者の賠償責任について、一般的損害は契約書第27条、第三者に及ぼした災害は契約書第28条の規定による。</p> <p>19 第3125条第1項第2号瑕疵責任に係る損害については、契約書第42条に規定による。</p> <p>20 第3126条第1項部分使用については、契約書第33条の規定に基づく。</p> <p>21 第3127条第1項(以下略)</p>	<p>2 第3102条第4項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>7 第3114号第1項(以下略)</p> <p>8 第3115条第1項(以下略)</p> <p>9 第3118条第1項検査については、契約書第32条第1項の規定に基づく。</p> <p>10 第3119条第4項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第32条第5項の規定に基づく。</p> <p>11 第3120条第1項(以下略)</p> <p>12 第3120条第2項(以下略)</p> <p>13 第3121条第1項第4号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第31条の規定に基づく。</p> <p>14 第3122条第3項の履行期間の延長は、契約書第23条の規定に基づく。</p> <p>15 第3123条第1項(以下略)</p> <p>16 第3124条第1項第1号発注者の賠償責任について、一般的損害は契約書第28条、第三者に及ぼした災害は契約書第29条の規定による。</p> <p>17 第3125条第1項第1号受注者の賠償責任等について、一般的損害は契約書第28条、第三者に及ぼした災害は契約書第29条の規定による。</p> <p>18 第3125条第1項第2号の契約不適合責任として請求された場合については、契約書第41条の規定に基づく。</p> <p>19 第3126条第1項部分使用については、契約書第34条の規定に基づく。</p> <p>20 第3127条第1項(以下略)</p>

新旧対照表 (R02.7.1 改定予定)

条項番号	改正前	改正後
<p>第5条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(設計等業務)</p>	<p>22 第3127条第2項軽微な部分については、契約書第7条第3項ただし書きの規定による基づく。</p> <p>23 第3128条第1項(以下略)</p> <p>24 第3129条第1項(以下略)</p> <p>25 第3133条(以下略)</p>	<p>21 第3127条第2項については、契約書第7条第3項ただし書きの規定に基づく。</p> <p>22 第3128条第1項(以下略)</p> <p>23 第3129条第1項(以下略)</p> <p>24 第3133条(以下略)</p>
<p>第6条 再委託</p>	<p>林野委託仕様書第1129条第4項、第2130条第4項、第3127条第5項の「なお、・・・」以下は、「なお、<u>受注者</u>は、兵庫県の測量・建設コンサルタント業務等入札指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。」と読み替えるものとする。</p>	<p>林野委託仕様書第1129条第4項、第2130条第4項、第3127条第4項の「なお、・・・」以下は、「なお、<u>協力者</u>は、兵庫県の測量・建設コンサルタント業務等入札指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。」と読み替えるものとする。</p>
<p>付属資料1</p>		<p>(削除)</p>